

岡山県屋外広告物条例新旧対照表（第一条関係）

<p>新</p>	<p>(許可条件等) 第七条 1略 2 前項の許可の期間は、三年（次条の規定による許可の期間の更新の許可及び広告物の表示又は掲出物件の設置の日から既に一年以上の期間を経過している広告物又は掲出物件に係る前項の規定による許可については、一年）を超えることができない。</p>
<p>旧</p>	<p>(許可条件等) 第七条 1略 2 前項の許可の期間は、一年を超えることができない。</p>

岡山県屋外広告物条例新旧対照表（第二条関係）

新	旧
<p>(許可条件等) 第七条 1略</p> <p>2 前項の許可の期間は、三年（広告物の表示又は掲出物件の設置の日から既に一年以上の期間を経過している広告物又は掲出物件（第十二条の三第四項において「既設広告物等」という。）で地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートル以下のものである）について、同条第二項の点検のみを行っている場合は、一年）を超えることができない。 （点検義務）</p> <p>第十二条の三 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件について、倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を確保するための点検を行わなければならない。</p> <p>2 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体その他規則で定める事項に係る点検を、一年に一回以上行わなければならない。ただし、その年において次項の点検を行う場合は、この限りでない。</p> <p>3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さが四メートルを超えるものについては、屋外広告土（法第十条第二項第三号イに掲げる者をいう。）又はこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者による当該広告物又は掲出物件の</p>	<p>(許可条件等) 第七条 1略</p> <p>2 前項の許可の期間は、三年（次条の規定による許可の期間の更新の許可及び広告物の表示又は掲出物件の設置の日から既に一年以上の期間を経過している広告物又は掲出物件に係る前項の規定による許可については、一年）を超えることができない。 （点検義務）</p> <p>第十二条の三 第八条の規定による許可期間の更新の許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件について、あらかじめ倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を点検し、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。</p>

本体その他規則で定める事項に係る点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

4 この条例の規定による既設広告物等の表示又は設置の許可又は許可の期間の更新の許可を受けようとする者は、広告物又は掲出物件のうち、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さ四メートルを超えるものについては前項の点検の結果を、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さ四メートル以下のものについては第二項又は前項の点検の結果を、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。